

健康脆弱化予知予防コンソーシアム 運営会則

改正：平成30年4月1日

産学官連携に係るコンソーシアム設置規程（規程第89号）に基づいて設置する、健康脆弱化予知予防コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 健康脆弱化予知予防コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）は、産学官連携に係るコンソーシアム設置規程第2条第1項に掲げる「社会的要請が高く、研究所単独では解決が困難な課題について、研究所の総力を発揮しかつ産業界のほか大学、研究機関、地方自治体等関係機関と連携して解決を目指すためのコンソーシアム」として、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）科技ハブ産連本部に設置する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、高齢期、特に後期高齢期に要介護が急増することを踏まえ、要介護に至る手前の健康脆弱化に注目し、健康脆弱化に至る兆候を予知し予防する技術、すなわち、脆弱化を含んだ老化現象の代謝系、脳・神経系、免疫系にわたる基礎的統合的解明、レーザー技術や生体力学シミュレーションを活用した脆弱化の非侵襲計測、人工知能研究を活用した統合ビッグデータ解析による健康リスク予測などの技術課題及びソリューションの共通認識を図り、我が国における当該技術の研究開発及びイノベーションを加速させるため、会員相互の情報交換の場を提供することにより、社会・産業ニーズや技術シーズ等の課題の共有、課題解決に向けた連携内容の検討及び研究成果の利用促進を図り、関連産業の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 産学官の人材交流、最新情報の交換
- 二 講演会、シンポジウム、ワークショップ、現場見学会開催等による情報・技術交流事業
- 三 会員に有益な情報を提供するための調査

- 四 研究会開催等による地方公共団体、大学、公的研究機関、関係団体（保健、医療、医療・介護保険及び福祉に関する活動を行う団体）等との連携事業の開拓と促進
- 五 その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員とは、本コンソーシアムの目的に賛同し、本コンソーシアムに参加して本事業の推進を図る者で、次条第1項に基づき入会を承認された法人会員、公的研究機関個人会員、関係団体会員、特別法人会員、理研会員及び特別個人会員をいう。

- 一 法人会員は、企業とする。
- 二 公的研究機関個人会員は、国、地方公共団体、大学等の教育機関、公的医療機関及び公的研究機関に所属する個人とする。
- 三 関係団体会員は、保健、医療、医療・介護保険及び福祉に関する活動を行う団体並びに地方公共団体とする。
- 四 特別法人会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し入会し、かつ産業技術総合研究所「ヘルスケア・サービス効果計測コンソーシアム」の目的に賛同し入会した企業とする。
- 五 理研会員は、理研に所属する個人とする。
- 六 特別個人会員は、本条第1項第二号及び第五号以外の個人とする。

（会員の入退会等）

第5条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第7条第1項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、第4条の規定に該当する者で、その者の入会を適当と会長が認めた場合、会員として加入することができる。

- 2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに届け出なければならない。
- 3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。

（会員の権利・義務）

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員、関係団体会員及び特別法人会員は、総会に参加し、その議決権を有する。
なお、議決権は、それぞれ1とする。
 - 三 公的研究機関個人会員、理研会員及び特別個人会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
- 2 会員は、以下の義務を負う。
- 会員は、本会則、第22条に定める補則及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(組織体制)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる会長、副会長及び幹事を置く。

- 一 会長1名 理研理事長が指名した者とする。
 - 二 副会長若干名 理研理事長が指名又は理研外部から委嘱した者とする。
 - 三 幹事数名～十数名 会長が指名又は理研外部から委嘱した者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長及び幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び幹事は、総会に参加し、その議決権を有する。
- 6 会長、副会長及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(アドバイザー)

第8条 コンソーシアムの活動全般にわたり学術的・専門的・行政的立場から助言を与えるアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザは、理研科技ハブ産連本部長が指名又は理研外部から委嘱した者とする。
- 3 アドバイザは、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムの運営を円滑かつ効率的に進めるために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。

5 運営委員会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務局は、理研の科技ハブ産連本部科学技術ハブ推進部横断プログラム推進課に置く。

2 前項のほか、事務局は、幹事の中から理研科技ハブ産連本部長が指名した者も務めることとする。

(総会)

第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する重要事項を決議する。

4 総会は議決権を有する者の過半数以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議決権を有する者のうち、総会に出席することができない者は、予め書面により他の議決権を有する者に委任することにより、当該委任した者と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(運営費)

第14条 本コンソーシアムの運営のため、会員から会費を徴収する。

2 会費については別に定める。

3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

(研究会)

第16条 第3条第1項第四号の事業を進めるため、本コンソーシアムに一部の会員から構成される研究会を置くことができる。

(情報の取扱い)

第17条 本事業において、一部の会員に秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第18条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(解散)

第19条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合などにおいて、運営委員会及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃については、総会の議決を経て定める。

(設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、総会において翌事業年度の事業計画が承認され事業継続に特段の異議が表明されない限りは1年間自動延長し、以後も同様とする。

(補則)

第22条 本会則の定めるものの他、本コンソーシアムの運営に必要な事項は会長が別に定めることができる。

(協議)

第23条 本会則の解釈等、本コンソーシアムの運営方法に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

この会則は平成28年2月3日から施行する。

附則

この会則は平成30年4月1日から施行する。